



開発行為等に伴い設置される公園の 設置基準を緩和しました

開発区域の面積が3,000㎡を超える開発行為等を行う場合、その面積の3%以上の公園（緑地・広場を含む）を設置する必要がありますが、公園等の維持管理に係る負担軽減や宅地開発の促進を図るため、新たに運用基準を制定し、公園等の設置基準の緩和を行うこととしました。

■ 基準の内容

<u>(旧) 基準</u>	<u>(新) 基準</u>
3,000 ㎡未満の開発行為は、公園設置が不要	10,000 ㎡未満の開発行為で、次の全ての要件に該当する場合は、公園設置が不要 ○ 住宅系の開発行為 ○ 開発区域が、市が管理する公園等から半径 250m以内にあり、公共施設管理者(都市整備課)の同意が得られている

■ 運用開始日

令和5年2月27日

■ お問い合わせ先

日立市 都市建設部 建築指導課 開発指導係

電話 0294-22-3111 内線767

IP電話 050-5528-5097